

宇都宮大学共同教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校・学年・学級においても起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、いじめ防止・早期発見・適切な事案の対処に関する方針を理解することが必要になる。

また、いじめ対策組織が中心となり、学校全体で実効性のある取り組みを行うとともに、生徒や保護者に対して学校のいじめ防止対策を説明し、理解してもらうことも重要である。

全校生が「感謝と思いやり、信頼と友情で結ばれた、安全でいじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5項目をあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめへの対処のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく大学や専門家と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

学校の重点目標の一つに「生徒同士及び生徒と教師との思いやりに満ちた温かい人間関係を基盤とした生徒指導を推進する」を掲げ、生徒一人一人が周囲から認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学級に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように、教育活動全体を通して指導するとともに、いじめを自分たちの問題として捉え、その防止と解決に向け自主的に行動することができるようにする。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 学習指導の充実

- ・人権に配慮した授業

- ・協働を意識した授業
- ② 道徳教育の充実
 - ・情報モラルや各教科等との関連を図った指導を実施
 - ・一人一人のよさを伸ばし成長を促すための評価の充実
- ③ 人権集会の実施
 - ・人権に関するアンケート
 - ・学友会主催による啓発活動
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 学習活動の中で「未来の創り手となるための資質・能力の育成」を推進するなど、一人一人の能力を最大限に発揮させる指導方法の工夫
 - ② 生徒の自発的な活動を支える学友会活動の充実
 - ③ 生徒の主体性を重視した学年・学校行事の実施（宿泊学習・運動会・文化祭もしくはその代替行事など）
 - ④ 特別活動におけるコミュニケーションプログラムの実施
 - ⑤ 異年齢集団（3学年縦割り）による清掃活動の実施

3 いじめの早期発見・対処に向けての取り組み

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、生徒に寄り添って信頼関係の構築に努める。
 - ② 生徒、保護者への相談窓口等の周知を行う。原則として、学級担任がこれを行い、部活動に係わる内容の場合は部活動顧問とする。ただし、それ以外にも各学年主任、生徒指導主事、支援教育相談主任、各学年生徒指導係、各支援教育相談係が相談窓口になる。また、関係諸機関との相談窓口についても周知を図る。
 - ③ 「いじめはどの生徒にも、どの学校・学年・学級においても起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
 - ④ わずかな変化が見られる生徒がいる場合には、学年会議や生徒指導係会、支援教育相談係会、職員会議等の場において気付いたことを全職員で共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る体制を強化する。些細な兆候や懸念を見逃さず、すべての情報を速やかに対策組織へ報告し、事実関係の確認後、組織的に対応を決定し、被害生徒を守る。
 - ⑤ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「スクールカウンセラーとの面談」や「教育相談」で当該生徒から悩み等を聞き、早期発見に努める。
 - ⑥ 「いじめに関するアンケート」や「人権に関するアンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、よりよい学校づくりを目指す。
 - ⑦ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう、いじめに関する研修ツールを活用するなど研修の充実を図る。
 - ⑧ いじめの記録を適切に残し、情報共有の手順を明確化することで、より効果的な対策を講じることができるよう努める。

- (2) いじめへの対処のために、全職員が一致団結してことにあたる。
- ① いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 学校内外だけでなく、大学や専門家と協力し解決にあたる。
 - ④ いじめを受けた生徒の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら指導・支援を行う。
 - ⑤ いじめが解消したと思われた場合も、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。
- (3) 家庭や関係機関と連携して取り組む。
- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を強化し、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また、いじめの加害・被害にかかわる心配がある場合には、学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。
 - ② 生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、いじめを受けた生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に関しては、大学等の外部機関との連携を図りながら対応にあたる。

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導係会」
 - ・週1回、生徒の現状や指導についての情報交換及び今後の共通行動の話し合い
 - ・生徒への指導及び支援方針
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認
- ② 「支援教育相談係会」
 - ・週1回、生徒の現状や支援の方法についての情報交換及び今後の共通行動の話し合い
 - ・生徒への支援方針
- ③ 「学年会」
 - ・週1回、生徒の現状や学年経営方針についての情報交換及び今後の共通行動の話し合い
 - ・生徒への支援方針と具体策の検討
- ④ 「職員会議」
 - ・月1回、緊急を要する生徒の現状報告及び今後の指導方針について伝達し、全職員による生徒情報の共有を図る。
- ⑤ 「生徒指導委員会」
 - ・年2回、学校の制度や運営に関しての情報の交換及び制度の見直しの話し合い
- ⑥ 「いじめ等対策委員会」
 - ・いじめ等に関する措置を実効的に行う。

- 【構成委員】校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒指導係、支援教育相談担当、特別支援教育コーディネータ、SC、SCM、当該学級担任
- ・年に1回例会を開催するとともに、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や関係機関と連携した組織

いじめ等の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭・副校長に報告する。また、状況によっては、いじめ等対策委員会を開催し敏速な対応を行う。副校長は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

(3) いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。また、いじめが解消されたと判断するためには、いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月継続し、被害生徒への心理的・物理的な影響がなくなっていることを継続的に確認する。

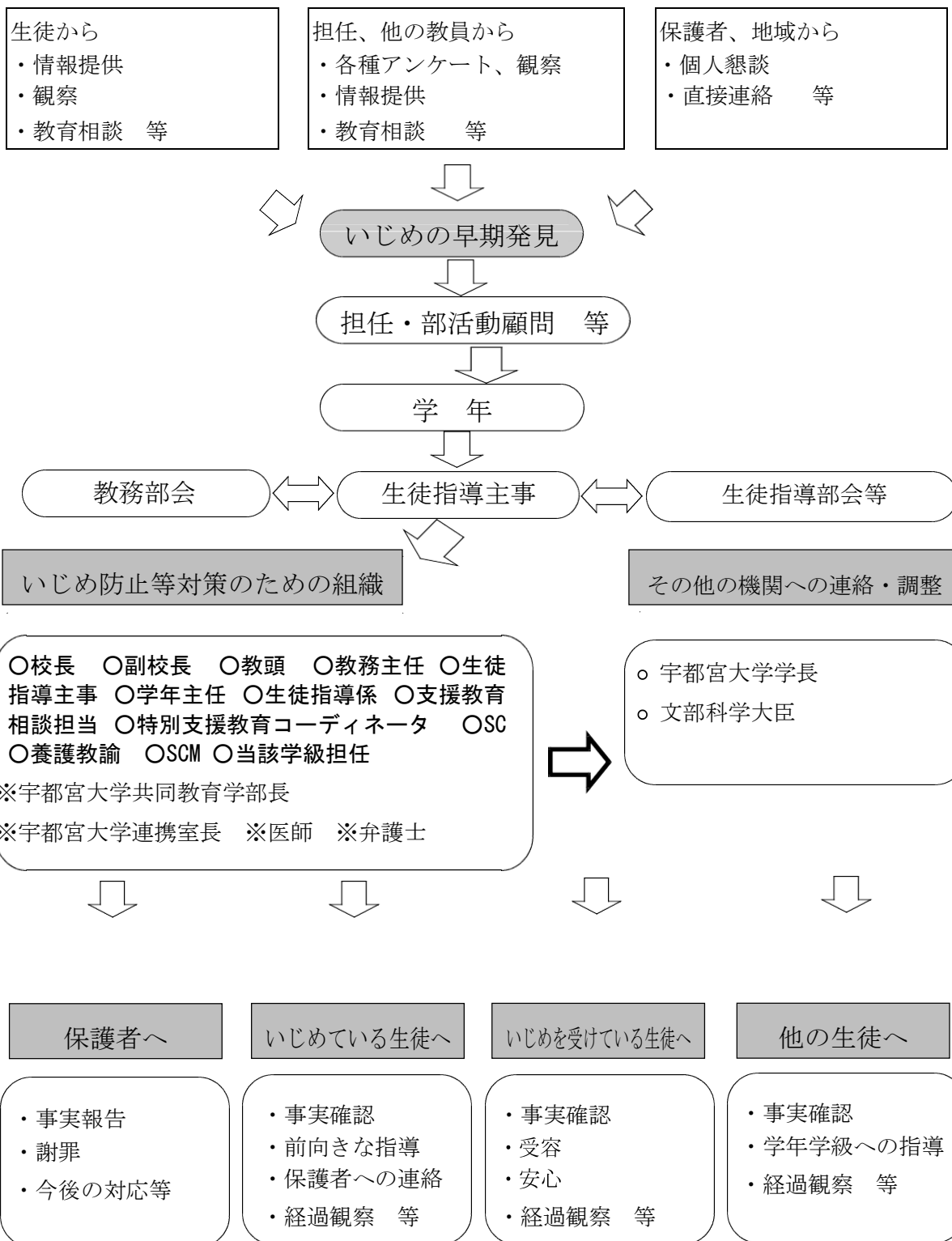
- ① いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒、関係生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。また、申し立てに関わるいじめが起これない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- ② いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。調査を行う場合も、その目的や進め方についてあらかじめ保護者と共通理解を図りながら進めるため、事前説明を担当から伝えるようにする。
- ③ いじめの解決にあたっては、保護者や大学、外部専門家（弁護士、医師、警察、児童相談所）などの関係機関との連携を図る。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。同時に、設置者である大学とも連携して対応する。

5 取り組みの充実に向けて

基本方針を学校ホームページで公開するとともに、保護者会やPTA活動等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や関係諸機関との連携の下に推進する。

また、本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、人権アンケートの結果を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に努める。

いじめ発生時の対応



重大事態発生時の調査項目等

1. いじめの発生状況の把握

- 発生時期・場所：いじめがいつ、どこで発生したかを特定する。
- いじめの形態：身体的ないじめ、言葉の暴力、ネットいじめ、排除など、いじめの具体的な内容を確認する。
- いじめの頻度と期間：いじめがどのくらいの頻度で、どの程度の期間続いているかを把握する。

2. 関係者の特定

- 被害者の特定：いじめの被害を受けた生徒の特定と、その生徒の詳細な状況（年齢、学年、クラスなど）。
- 加害者の特定：いじめに関与した生徒の特定と、その生徒の詳細な状況。
- 目撃者・その他の関係者：いじめを目撃した生徒や、関係があると考えられる教職員など。

3. いじめの経緯と原因の分析

- いじめの発端：いじめがどのように始まったのか、その原因や背景を探る。
- いじめがエスカレートした経緯：いじめがどのように悪化していったのか、その流れを確認する。
- 学内外の要因：いじめに影響を与えた学内外の要因（家庭環境、SNS の使用など）を分析する。

4. 学校側の対応とその評価

- 過去の対応履歴：学校が過去にどのようないじめ対応を行ってきたか、その履歴を確認する。
- 対応の効果と問題点：学校の対応がどの程度効果を上げたか、また、その中での問題点や課題を明確にする。

5. 心理的影響と健康状態の確認

- 被害者の心理的影響：いじめが被害者に与えた心理的な影響（不安、恐怖、PTSD など）を確認する。
- 身体的健康状態：いじめによる身体的な影響や怪我の有無を確認する。
- 加害者の心理的背景：加害者がいじめに至った心理的背景を探る。

6. 再発防止策の検討

- 再発防止に向けた提案：いじめの再発を防止するために必要な対策や提案を検討する。
- 学校全体の取り組み強化：学校全体でどのような取り組みを強化すべきか（いじめ防止教育、相談体制の充実など）を提案する。

7. 関係機関との連携

- 教育委員会や外部機関との連携状況：重大事態において、設置者の大学をはじめ、警察、児童相談所などと連携して対応する。
- 連携の評価と改善点：連携の中での問題点や改善点を明らかにし、今後の対応に活かす。

宇都宮大学共同教育学部附属中学校いじめ等対策委員会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、宇都宮大学共同教育学部附属中学校いじめ等対策委員会と称し、事務局を本校に置く。

第2条 本会は、いじめ問題等に関する対策・対応を協議し、効果的に運営することによって、生徒や教師、家庭、地域の生徒のいじめ問題等に対する意識高揚を図り、生徒の健全育成を目的とする。

第2章 内 容

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- 1 いじめ問題等の生徒の実態把握、それに伴う基本方針、指導体制の確立
- 2 学校と家庭、地域との協力、連携
- 3 その他必要と認めたこと

第3章 組 織

第4条 本会は、以下の者をもって組織する。

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒指導係、支援教育相談担当、特別支援教育コーディネータ、SC、SCM、当該学級担任。

第5条 本会は、下記の役員を置く。

委員長	1名（学校長）
副委員長	1名（副校長）

第4章 会 議

第6条 本会は、年1回例会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第7条 本会は、委員長がこれを招集する。

附 則

1. 本規約は令和3年5月6日より実施する。